

岐阜県農業振興事業補助金交付要綱

	平成 18 年 3 月 31 日	農政第 294 号農政部長通知
一部改正	平成 18 年 8 月 16 日	農政第 453 号農政部長通知
一部改正	平成 19 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 19 年 10 月 12 日	農政第 736 号農政部長通知
一部改正	平成 20 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 20 年 5 月 27 日	農政第 312 号農政部長通知
一部改正	平成 20 年 11 月 20 日	農政第 621 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 4 月 1 日	農政第 1 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 7 月 29 日	農政第 527 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 12 月 18 日	農政第 745 号農政部長通知
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日	農政第 23 号農政部長通知
一部改正	平成 23 年 2 月 7 日	農政第 655 号農政部長通知
一部改正	平成 23 年 3 月 28 日	農政第 747 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 3 月 29 日	農政第 551 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 6 月 1 日	農政第 330 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 12 月 27 日	農政第 767 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日	農政第 35 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 4 月 19 日	農政第 160 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 5 月 16 日	農政第 348 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 10 月 30 日	農政第 631 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 3 月 13 日	農政第 801 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 4 月 1 日	農政第 26 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 7 月 10 日	農政第 496 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 10 月 9 日	農政第 630 号農政部長通知
一部改正	平成 27 年 3 月 19 日	農政第 1007 号農政部長通知
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	農政第 23 号農政部長通知
一部改正	平成 27 年 10 月 8 日	農政第 789 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 4 月 1 日	農政第 6 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 4 月 20 日	農政第 197 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 6 月 30 日	農政第 209 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 10 月 14 日	農政第 372 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 2 月 1 日	農政第 532 号農政部長通知

(総 則)

第 1 条 県は農業の振興を図るため、農業者、農業者団体（農業の振興を図ることを目的として結成された団体で、知事が適当と認めたものをいう。以下同じ。）、市町村、その他知事が適当と認める団体（以下「市町村等」という。）が行う事業に要する経費又は農業者、農業者団体、その他知事が適当と認める団体が行う事業に要する経費に対し市町村が補助する場合における当該補助に要する経費に対し、予算の範囲内で当該市町村等に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和 57 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めると

ころによる。

(補助対象事業等)

第 2 条 補助金名、補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額並びに補助事業者は別表第 1 のとおりとする。

(欠格事由)

第 3 条 第 2 条の規定にかかわらず、暴排措置に係る照会手続等に関する要綱(平成 22 年 4 月 1 日施行) 第 3 条各号に掲げる者は、補助事業者となることができない。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金交付申請書及びその添付書類の様式は、次のとおりとする。

- 一 補助金交付申請書 別記第 1 号様式
- 二 事業計画書 別記第 2 号様式
- 三 収支予算書 別記第 3 号様式

2 補助事業者は、前項の補助金の交付申請に当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律 108 号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助金の額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請をしなければならない。

ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない補助事業者に係る部分についてはこの限りでない。

(補助金の交付の条件)

第 5 条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第 6 条第 1 号から第 4 号まで掲げる事項のほか、次のとおりとする。

補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付けること。

- 一 間接補助事業者が、間接補助金を他の用途に使用し、その他間接補助事業に関して間接補助金の交付の決定若しくはこれに付けた条件又は規則若しくはこの要綱に違反したときは、当該間接補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した間接補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがあること。
- 二 間接補助事業者は、間接補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、間接補助事業の完了した年度の翌年度以降 15 年間保存すること。
- 三 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具については、次に掲げる財産ごとにそれぞれの当該各号に定める処分制限期間を経過するまで補助事業者の承認を受けずに間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

イ 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定めのある財産 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

ロ イに掲げる財産以外の財産 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号)別表に掲げる期間

2 規則第 6 条第 1 号及び第 2 号の知事の定める軽微な変更は、別表第 1 に掲げる軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

3 規則第 6 条第 1 号から第 3 号までに定める経費の配分の変更(知事の定める軽微な変更を除く)、補

助事業等の内容の変更、補助事業等を中止又は廃止する場合において知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次のとおりとする。

事業変更（中止・廃止）承認申請書 別記第4号様式

（申請の取下げ）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、別表第2に掲げる事業の遂行の状況を、同表の定めるところに従い次の様式により知事に報告しなければならない。

事業遂行状況報告書 別記第5号様式

2 前項の事業遂行状況報告書の提出は、知事が認める場合に限り第11条第2号の補助金概算払請求書の提出をもってこれに代えることができる。

（着手届及び完了届）

第8条 補助事業者は、事業に着手（着工）したとき（間接補助事業の場合は、間接補助事業者から事業着手の報告を受けたとき）は、速やかに次の様式により事業着手届（間接補助事業の場合は、事業着手報告）を知事に提出しなければならない。

事業着手届 別記第6号様式

2 補助事業者は、事業が完了（しゅん功）したとき（間接補助事業の場合は、間接補助事業者から事業完了の報告を受けたとき）は、速やかに次の様式により事業完了届（間接補助事業の場合は、事業完了報告）を知事に提出し、完了検査を受けなければならない。補助金等の交付の決定に係る会計年度が終了した場合も、同様とする。

事業完了届 別記第6号様式

3 前項の事業完了届の提出は、補助交付等の交付の決定があった年度の3月31日までに提出したもの限り第9条第1号の実績報告書の提出をもってこれにかえることができる。

（実績報告）

第9条 実績報告書及びその添付書類の様式は、次のとおりとする。

一 事業実績報告書 別記第7号様式

二 事業実績書 別記第2号様式

三 収支決算書 別記第3号様式

四 その他知事が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して25日を経過した日又は補助金等の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

3 補助金等の全額が、概算払又は前金払により交付された場合における前項の提出期限は、知事が認める場合に限り、補助金等の交付の決定があった年度の翌年度（以下この条において「翌年度」という。）の4月20日までとする。ただし、間接補助事業で、交付決定があった年度の3月31日までに実績報告書を提出しない場合にあつては、当該年度の3月31日までに次の様式により支払完了届を知事に提出しなければならない。

支払完了届 別記第10号様式

4 規則第13条後段に規定する県の会計年度が終了した場合の実績報告書の提出期限は、翌年度の4月

20日までとする。

- 5 第4条第2項ただし書きにより交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合にはこれを減額して報告しなければならない。
- 6 第4条第2項ただし書きにより交付申請した補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合にはその金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに次の様式により消費税等仕入控除税額報告書を知事に提出するとともに、知事の命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、補助事業者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定（規則第14条の規定による確定をいう。）の日の翌年4月20日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書 別記第7号の2様式

（補助金の交付）

第10条 補助金は、知事が必要と認めるときは前金払又は概算払により交付することができる。

（補助金交付請求書）

第11条 請求書の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助金交付請求書 別記第8号様式
- 二 補助金概算払請求書 別記第9号様式

（暴力団の排除）

第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、申請者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事が規則第5条の規定による交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（表示）

第13条 補助事業者は補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、県補助金の執行を表示するものとする。ただし、間接補助事業であって補助事業者が表示することが困難な場合には、間接補助事業者が表示する。

- 2 前項に要する経費については、補助金の交付の対象とすることができる。
- 3 表示の様態については、知事が別に定める。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第21条第2号の知事の定める機械及び重要な器具は、1件当りの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 大蔵省令に定めのある財産 大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間

二 前号に掲げる財産以外の財産 農林畜水産業関係補助金等交付規則別表に掲げる期間

- 3 補助事業者が、規則第 21 条の規定により承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることがある。
- 4 補助事業者は、補助事業を完了し、又は中止し、若しくは廃止した場合には、当該補助事業により取得した工事材料その他物件が残存するときは、遅滞なく、品目、数量及びその金額を知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(書類、帳簿等の保存期間)

第 15 条 規則第 22 条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業が完了した年度の翌年度以降 15 年間とする。ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で前条第 2 項の期間を経過しないものについては、当該期間中財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の経由)

第 16 条 この要綱に基づき提出する書類は、所管農林事務所長を経由しなければならない。ただし、別表第 3 に掲げる事業を除く。

(事務の委任)

第 17 条 規則第 23 条後段の規定により、別表第 4 に掲げる事務を、所管農林事務所長に委任する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - 一 岐阜県農業振興等対策事業補助金交付要綱（昭和 57 年 5 月 1 日付け農政第 277 号）
 - 二 岐阜県農業生産技術振興等対策事業補助金等交付要綱（昭和 57 年 8 月 25 日付け農技第 914 号）
 - 三 岐阜県園芸特産蚕業振興等対策事業費補助金交付要綱（平成 2 年 7 月 2 日付け園第 277 号）
- 3 平成 17 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による（平成 18 年 3 月 31 日付け農政第 294 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 18 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 17 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 18 年 8 月 16 日付け農政第 453 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 19 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 18 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 19 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 20 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 20 年 5 月 27 日付け農政第 312 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 20 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 19 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 20 年 11 月 20 日付け農政第 621 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 20 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 21 年 4 月 1 日付け農政第 1 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 20 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 21 年 7 月 29 日付け農政第 527 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 20 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 21 年 12 月 18 日付け農政第 745 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 21 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 22 年 4 月 1 日付け農政第 23 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 21 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 23 年 2 月 7 日付け農政第 655 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 23 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 22 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 23 年 3 月 28 日付け農政第 747 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 23 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 24 年 3 月 29 日付け農政第 551 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 23 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 24 年 6 月 1 日付け農政第 330 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 24 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 23 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 24 年 12 月 27 日付け農政第 767 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 4 月 1 日付け農政第 35 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 4 月 19 日付け農政第 160 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 5 月 16 日付け農政第 348 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 25 年 10 月 30 日付け農政第 631 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 24 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 3 月 13 日付け農政第 801 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 4 月 1 日付け農政第 26 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 7 月 10 日付け農政第 496 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 26 年 10 月 9 日付け農政第 630 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 25 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 27 年 3 月 19 日付け農政第 1007 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 26 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 27 年 4 月 1 日付け農政第 23 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 26 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 27 年 10 月 8 日付け農政第 789 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 4 月 1 日付け農政第 6 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 4 月 20 日付け農政第 197 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 6 月 30 日付け農政第 209 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 28 年 10 月 14 日付け農政第 372 号）

附 則

この要綱による改正後の岐阜県農業振興事業補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度分の予算に係る補助金から適用し、平成 27 年度分以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。（平成 29

年 2 月 1 日付け農政第 532 号)